

豊中市障害福祉センター運営検討部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市障害者施策推進協議会規則（昭和47年豊中市規則第34号。以下「規則」という。）第3条第1項に基づき豊中市障害福祉センター運営検討部会（以下「部会」という。）を設置し、部会の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 部会は次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を豊中市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の会長に報告する。

- (1) 豊中市立障害福祉センターひまわり（以下センターという。）の事業内容に関すること。
- (2) センターの事業運営に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、規則第3条第2項に規定する委員で構成する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、規則第3条第3項の規定に基づき会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、部会に属する委員のうちから、あらかじめ副部会長を指名するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(関係者の出席等)

第5条 規則第4条の規定に基づき、部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 前項における関係者とは、障害福祉関係者及び部会長が必要があると認める者をいう。

(事務局)

第6条 部会の庶務は、センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月1日から実施する。
- 2 委員の任期等については、豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和47年豊中市条例第36号）第2条第4項及び第3条の規定に従う。